

キューバにおける国有化

この論説は、国有化研究会において、吉田稔氏が行なった報告である。わが国における国有化研究の動向を顧みると、社会主義諸国については、経済学の領域での作業が主流をなしており、法学からの分析は比較的少なく、とりわけキューバについては、皆無にひとしいといつてよいであろう。吉田氏の報告は、キューバにおける国有化政策の展開を、諸法令の詳細な分析をとおして跡づける手法をとっており、共同研究の過程で高く評価された作業である。

研究総括責任者としては、読者諸賢からの忌憚のない批判をあおぎ、報告者自身の今後の研鑽への一里程となる趣意をこめて、本誌に掲載した次第である。

国有化研究会代表 宮坂富之助

吉 田 稔

はじめに

キューバの国有化を検討する際にいつか問題についてあらかじめ言及しておく必要がある。一つの問題は課題の対象についてである。キューバは所有制の変革をめぐつて主に三つの局面があった。第一は、一九五九年～六〇年にわ

たるアメリカ系企業を中心とする外国企業の国有化である。第二は、一九五九年五月一七日に公布された農業改革法および一九六三年一〇月に公布された農業改革法による土地の国有化を中心とする農業における変革である。そして第三は、一九六八年の「革命的攻勢」と呼ばれた私的所有の商業の一掃である。本稿においては第一の問題すなわちアメリカ系企業を中心とする国有化に限定して述べることにする。もとよりキューバにおける国有化について述べる際には、前述の三つの局面を全体的に把握することが必要であるが、第一の局面をとり扱うことにより、キューバ革命政府がいかにして外国資本に対処していったか、その過程と内容を明らかにすることができるといえる。また、外国資本の国有化は、キューバ経済の自立、国家の独立という点で重要な意義があった。さらに、キューバのその後の進路の決定（革命を民族民主革命の枠内にとどめるか、社会主義革命への移行か）においても大きな影響を与えることがらであった。

もう一つの問題は、ここではキューバにおける国有化を社会主義国における国有化の一例として検討するわけであるが、次章でとりあつかわれる開発途上国における国有化の問題もあわせて持っているわけで、この点をどのようにに処理するかである。前者については国家権力の性格、政策について、革命の転化の問題、企業管理システムについての分析が必要となるであろう。後者についてはキューバ経済の発展水準、外国資本のキューバ経済に占める位置、人民の生活水準などについての検討することが必要となるであろう。

本稿において、これらの問題のすべてに答えることはできない。以下の手順と内容で検討をすすめていく。まず第一に、外国資本の国有化の過程を当時の政治史（国際政治を含め）の中でみていく。第二に、国有化の法的根拠となっ

た、憲法および国有化法令をとり上げ、その要旨を述べることにする。第三に、若干の検討素材として、革命政府の権力の性格および国有化政策、キューバにおける外国投資、収用財産の補償の問題をとり上げ検討を行う。

一 国有化の展開過程

キューバにおける国有化は、アメリカ系銀行、企業、財産を中心にしておこなわれる。その展開の基軸は、キューバとアメリカとの関係であった。そこでここでは両国の関係を中心として、国有化の展開過程を、国有化法令を含めてみていきたい。

一九五九年一月一日樹立された革命政府は同年二月「キューバ共和国基本法」⁽¹⁾（以下「基本法」と略称）を採択し、その基本方向、政策を国の内外に示した。三月には「キューバ電話会社への参加と料金の引下げ」⁽²⁾（法令一二二号）、五月「農業改革法」⁽³⁾、八月「電気、ガスの消費料金の値下げ」⁽⁴⁾（法令五〇二号）が公布される。法令一二二号、五〇二号については後述することとし、ここでは農業改革法の意義についてふれておく。農業改革は、大土地所有制を禁止し、土地所有の最高限を三〇カバレリア（四〇二ヘクタール）とした。これにより、数百万ヘクタールの土地を外国の会社から国民へ取りかえした。とりわけアメリカ製糖資本を中心とした砂糖きび大農場と大牧場は広大な土地を所有していたのであり、彼らに対する打撃は大きく、アメリカの革命政府に対する態度を変更する一大要因となっていた。⁽⁴⁾ アメリカとの関係の悪化にともないキューバはその経済発展を社会主義諸国との通商によりきり開いていく。一九六〇年二月、ミヤンがハバナを訪問し、通商協定を締結し、ソ連邦は今後五年間世界市場価格で毎年一〇〇万

トンの砂糖を購入すること、一億ドルの借款を二・五%の低利で供与することなどをとりきめた。また三月にポーランド、東独と、五月にユーゴスラビアとそれぞれ通商協定を締結し、六月チェコスロバキアが二〇〇〇万ドルの借款供与を、中国は毎年五〇万トンの砂糖の購入を決めた。⁽⁵⁾ 社会主義との友好、協力関係はその後ますます発展していくこととなる。

次に、アメリカの対キューバ政策およびキューバ政府のそれへの対応についてみていきたい。革命政府樹立に対して、アメリカは当初は敵対する態度はとらなかった。一九五九年一月、アメリカはキューバ新政府を承認しており、四月にはカストロもアメリカを訪問している。事態静観という態度であった。⁽⁶⁾ しかし、農業改革の実施、バチスタ支持者達の裁判、ソ連を始めとする社会主義国との接近など、急進政策を遂行していくにつれ、アメリカは態度変更をしていく。そしてバチスタの残党や反革命分子はアメリカ帝国主義者の支持をえて、キューバの甘蔗畑を爆撃し、一〇月二六日にはハバナを爆撃し、多数の死者を出した。⁽⁷⁾ ここにキューバはアメリカとの対決をせまられていくのである。また、アメリカ國務省は、一九六〇年五月、「キューバに対する援助計画は利益にならないものと認め、今後六カ月以内に打切ることを決定する」という通告を出す。そして石油会社（ジャージー、スタンダード、テキサコ、シエル）はソ連の石油精製を拒否する。キューバ政府は、ソ連邦の石油が到着し始めると、精油所に介入して石油の精製を実行した。石油会社はただちに報復手段に出て、ベネズエラからの石油輸入をさらに減らしたが、キューバはこれに対してソ連邦から石油需要総量の大部分を買い入れることとなった。六月三〇日シエル石油会社はキューバに対する石油供給を禁止する。キューバ政府により六月二九日テキサコ、七月一日シエル、エッソ両石油会社が接収され

た。⁽⁸⁾ この石油の問題は、電力の九〇％以上を石油にたよっているキューバにとって極めて重大なことであった。⁽⁹⁾

キューバとアメリカとの対決は、ひきつづき砂糖をめぐる展開する。一九六〇年七月二日アメリカ上院本会議は、アイゼンハワー大統領に対して一九六〇年まで、キューバ糖の輸入を削減する権限を与える決議案を全会一致で可決する。そしてアイゼンハワー大統領は七〇万トン削減の措置をとり、これにより六〇年中に合衆国に輸入されるキューバ糖は三万九七五二トンにすぎなくなった。キューバはこれを社会主義国との通商の拡大で解決していくと同時に、七月六日「強制収用による合衆国市民の企業、財産の国有化の認可」(法令八五一号)を公布する。この法令は、アメリカの一連の経済的侵略に対して、とりわけ、砂糖の輸入削減に対して、キューバ経済の自由な発展と主権を防御する手段として出された(前文)のである。ひきつづき八月六日「アメリカ所有の公共サービス企業及び精糖所の国有化」(決議一号)が公布される。これにより合衆国所有の主要な企業の多数が国有化されることとなる。ブラス・ロカはこの決定の意義を八月に開催されたキューバ人民社会党第八回全国大会で次のように述べる。「八月六日はキューバにとっては記念すべき日であった。その日こそ革命政府がキューバをキューバの富や経済生活の主人とし、北アメリカ帝国主義の経済的な羈絆や干渉の下にあることから脱けだす決定的な第一歩を踏みだした日であった。その日こそ革命政府がラテンアメリカ史未曾有の、取り消すことのできない、豪放痛烈な打撃をもって合衆国の経済侵略に答えた日であった。ざっと六億ペソと評価されるそれらの工場の国有化は、国民経済にたいする政府の財産の比重を決定的に高めた」。⁽¹⁰⁾

一方キューバとアメリカの紛争は国際舞台でも展開していくことになる。キューバ政府は七月一日、国連安保理

事会に対し、合衆国問題について正式に提訴する。アメリカはすでに六月二九日OASに提訴していた。⁽¹¹⁾ 第七回米州外相会議が八月一六日から開催され、二九日に「サンホセ宣言」が採択され、外部大陸諸国による米州諸国の連帯と安全に対する干渉と干渉の脅威を非難した。これに対してキューバは九月二日、首都ハバナに一〇〇万の人民が集まって全国大会がひらかれ、カストロの施政演説をきき、サンホセ宣言の拒否、米国・キューバ相互防衛条約の破棄、中華人民共和国との国交樹立、中ソ両国の支援受入れ、アメリカ帝国主義打倒の方針を満場一致で支持し、「ハバナ宣言」を採択した。⁽¹²⁾ 国有化に関しては、これまでの経過を述べたあと次のようにのべる。「キューバにはまだかれらの企業の一部が残っている。それらの企業はそのままにしておくが新しい経済侵略がおれば、国有化するだろう。『革命政府』の政策とはどんなものであるか。それはひじょうに簡単かつ明白である。人民はこれを理解し支持することが必要である。米国がわが国にたいする経済侵略をなおつづけるなら、われわれは米国企業の国有化を促進するであらう。そして侵略を不断につづけるなら、米国海軍のカイマナ地域からの撤退を要求する⁽¹³⁾とした。ここにはアメリカの経済侵略に対して、国有化で答えるという明確な対決の姿勢が打ち出されている。

九月一七日「北アメリカ銀行の国有化」(決議二号)が公布される。北アメリカ銀行はキューバ経済に介入する際の有効な手段の一つであり、その財政活動は、キューバの主要な資源の確保、大地の収奪、キューバをモノカルチャー経済へ従属させるための貿易の規制に向けられていた。それゆえこれを国有化することはキューバ経済の自主的発展にとって不可欠であった。

九月二〇日第一五回国連総会が開催され、ソ連はアメリカの侵略を非難した。カストロも二六日に演説をおこなっ

た。⁽¹⁴⁾ アメリカのワーズワース国連代表はこれに反論した。一〇月一八日ロア・キューバ外相は、ボラント国連総会議長に書簡をおくり合衆国のキューバ侵略問題を総会の議題にするように要請したが、本会議はこの要求を否決し、総会政治委員会で討議することとなった。しかし、一九六一年一月に入り、結果的には事態改善をケネディ新政権に期待するという暗黙の了解のもとで討議は打ちきられた。このように国連はお互いの主張を述べ合うだけで事態の解決になんらの施策をすることはなかった。そしてこの間キューバとアメリカの対決は各々の思惑の中でさらに進行していったのである。

一九六〇年一〇月一九日アメリカ国務省はキューバ向け輸出を全面的に禁止し、キューバが接収した合衆国産業への必要な機械、部品の流入を断った。一方、キューバ国立銀行総裁であったゲバラは通商代表団をひきいて一〇月二一日から一二月二三日まで約二カ月間、社会主義諸国を訪問する。砂糖の買い付けについては、ソ連、中国、朝鮮、ベトナム、モンゴルが約束をし、石油の供給については、ソ連からの供給を確保し、ソ連はまた精油所の設置を約束した。さらにソ連技術者のキューバへの派遣とソ連、チェコスロバキア、中国、ポーランド、ハンガリー、ブルガリア、ドイツ民主共和国、ルーマニアなどへ二四〇〇名のキューバ人の労働者、学生を送ることなどが決められた。⁽¹⁵⁾

国内での国有化政策はさらに進行していく。一九六〇年一〇月一三日「製糖所、工場、商業・工業用企業の強制収用による国有化」(法令八九〇号)、「キューバ銀行およびカナダ銀行を除く外国銀行国有化と貨幣資金および保証担保の清算」(法令八五一号)が同時に公布される。前者は、国内企業(家)を対象としたものであり、国民経済の革命的転換の時にあたり、彼らが生産のサボタージュ、資金の窃取、金融手段の過度の利用、工場指揮の放棄など革命の

利益に反する政策、行為をおこなっていたことに對して、国民經濟の計画的發展を保障するためにとられたのである。後者は、前述の「北アメリカ銀行の国有化」につづいて国内のすべての銀行の国有化をめざすものであった。その目的は、国家の古い金融構造を、革命の結果としての新しい經濟發展と新しい条件に適合させるように変革することであり、また国家の終局の金融體系創設の事前の手順であった。さらに一〇月二四日には「アメリカの商業用・工業用企業の国有化」(決議三号)が公布される。この決議は、アメリカが一〇月一九日にキューバ向け輸出を全面的に禁止したことに對抗して出されたものである。すなわち、キューバ經濟を防衛し、解放、發展させるための根本的な措置であった。そしてこれによりキューバにおけるすべての外国企業の国有化が完成されるわけである。他方一九六一年一月三日にアメリカはキューバとの外交および領事關係を断絶し、ここにアメリカ、キューバの關係は、政治、經濟、外交を通じてすべて断たれるのである。

以上国有化の展開過程を概観してみたが、簡単にまとめると次のようにいえる。アメリカは、当初からキューバ政府に對して敵対的態度をとっていなかった。革命政府が、急進的な社会改革を実施すると、アメリカは武力や經濟的手段により革命政府に攻撃を加えてくる。これに對して革命政府は、アメリカ系企業の国有化という政策に訴え對抗していく。この過程の中で、国有化に関する法令および決議が公布される。そしてアメリカとの關係の惡化に伴い、社会主義諸国との協力、支持体制が強化されていくわけである。

注(一) Ley Fundamental de la República, "Cuaderno Lex No. II"

(二) Ley de Reforma Agraria de 17 de Mayo de 1959 "Cuaderno Lex No. VII"

(3) アントニオ・ヌーニェス・ヒメネス、三好四郎訳・キューバの農業改革『国際問題研究所紀要』（愛知大学）四六号。

(4) 神代修・キューバにおける農業改革と社会主義農業の展開『経済』一九七一年一月号に北アメリカ製糖資本の土地所有状況、大牧場の土地所有状況について書いてあるので参照のこと。

ゲバラは次のようにいう。「われわれが電気料、電話料、家賃を引き下げたり、行政機構を浄化したりしたときまで、このようなことは、自由放任主義者、自由企業体制の支持者たちがわれわれに要請したことだったからである。彼らは満足していた。……外国の大独占でさえ満足していた」ところが、そのあとで農業改革がやってきて事態が複雑になる。というのは、第一にユナイテッド・フルーツ社が存在しているからである……その会社は合衆国國務省と直接結びついている」。ゲバラ・国の工業化に直面する労働者階級『ゲバラ選集Ⅰ』（青木書店）二二頁。「キューバでは、農業改革法は何千もの合衆国の独占企業とくにすべての製糖工場、いくつかの牧場、小規模だが大きい価値を持っているいくつかのタバコ工場の紳士たちに影響をおよぼした」。ゲバラ・キューバ工業発展に関する報告『ゲバラ選集Ⅱ』五〇頁。

(5) 今村之治『キューバと国際政治』（外交時報社）一一〇頁以下。ア・イ・ミコヤン・ソ連の道はキューバの道をしめす『世界政治資料』九二号。キューバの対ソ経済関係『ラテン・アメリカ時報』一九六〇年八号。

(6) 加茂雄三編『キューバ革命』（平凡社）二二〇頁。米国・キューバ関係の年譜——一九五七—一九六二年——『ラテン・アメリカ時報』一九六三年三号。

(7) フィデル・カストロ・キューバ人民は前進する。『わがキューバ革命』（理論社）

(8) 今村前掲書一一三頁以下。

(9) ゲバラ・国の工業化に直面する労働者階級「石油の問題は、ほんの何年かまえであれば、おそらく、革命政府の没落かその完全な崩壊をもたらしたであろう」「われわれがこのような多量の石油をあてにできなかったら現在のディレンマは

ちがったものになっているであろう。完敗するか、未来の展望のないわれわれの祖先シボネイ族の時代に逆戻りしているであろう。

- (10) ブラス・ロカ『キューバ現代史』(三一新書)一六七頁以下。
- (11) この時期の経過については、今村・前掲書に詳しいので、一一六頁以下参照のこと。
- (12) Fidel Castro, *Primera Declaración de La Habana*, "La Revolución Cubana 1953/1962" Edicion Era, México.
- (13) グアンタナモ海軍基地は、キューバがスペインから独立した際、アメリカがキューバの一九〇一年憲法におしつけたブラット修正条項によりもたらされた。Enmienda Platt Art. 7. Ramon Infesta "Historia Constitucional de Cuba" Cultural, S. A. 1951. その後一九三四年ブラット修正条項は廃棄されたが、The Parties the 1934 Treaty of Relations with Cuba により基地は存続させられた。この問題については今村前掲書二〇九頁以下に詳しい。

(14) フィデル・カストロ・キューバは屈服しない。『世界政治資料』一〇九号。

(15) ソ連⇨キューバ共同コミュニケ『世界政治資料』一一五号。ゲバラ・社会主義諸国からの帰国『ゲバラ選集I』。

二 国有化に関する法令

ここでは、キューバにおける国有化がいかなる法的規範を根拠にして実施されていったかを、またこれらの法令はどのような内容と関連を有していたかをみることにする。ところでこれらの法令は、最高法規レベル(憲法・基本法)と法令・決議のレベルに分けることができる。法令と決議の関連については、決議は法令にもとづいて出されるもので、法令より下位規範である。検討の順序については、まず最高法規について、次に法令・決議をその公布された時

期に従い検討していくこととする。

(一) 最高法規レベル

一九五九年に樹立された革命政府が「基本法」を公布したことは前に述べたが、これは一九四〇年憲法の修正であった。⁽¹⁾それゆえ重大な修正を伴ったとはいえ公式には一九四〇年憲法が効力を有していた。一九四〇年憲法は本質的にはブルジョア性を有しており、生産手段の国有化を明記してあったわけではない。しかし、かなり民主的、進歩的な内容をもっていた。後述の国有化に関する法令との関連では次の条項が重要である。

第三章外国人。ここには「共和国に居住する外国人は、キューバ人と同一の地位を有する」ことが規定され、それは財産の保護に関しても同様であった。他方、外国人が憲法、法律を遵守する義務があること、さらに「政府は法律が定めた場合と手続きにより、外国人を強制的に国土から退去させる権限を有する」ことを規定していた。これらのことはキューバに居住する外国人はキューバ人に優先する特権をもっていなかったことを意味する。

第八八条。一項には底土が国家に属することが、二項には「土地、森林、並びに底土の開発、水域の利用、運輸手段および他のすべての公共サービス企業の許可は、公共の福祉を促進する方法で利用しうる」ことがそれぞれ規定されている。また第二二七条（基本法では第二二五条）では、公共サービスは社会的重要性を有するものとみなされ、国家・州・市町村機関にはそれらを監督する権限が与えられていた。これは公共性の強い企業に一定の方向（公共の福祉を促進する方向）を与えた規定で、無制限な私的企業活動に制限を加えるものであった。これらの規定は、法令一二二号の憲法上の根拠になっていく。

第九〇条。「大土地所有制は禁止される。それらを廃止するために、開発に供せられるために個人若しくは法人が所有する土地の最大限は、それぞれの特色を考慮にいれ、法律により決定される。外国人および外国会社による土地の取得および所有は、法律により厳格に制限される。法律はキューバ人への土地の返還の方法を規定する。」大土地所有制を禁止したこの条文は、四〇年憲法で最も進歩的な内容をもつもので、後の社会改革（とりわけ農業改革）の法的基礎となっていく。

第二八〇条（基本法では第二二八条）。この条文では「貨幣および銀行業は国家の規制に従う」ことが、又「国家は、自治団体を通じて、国の経済の最良の発展のために、銀行システムおよび債券、再割引の銀行である国立銀行を組織する」ことが規定されている。そしてこの条文は法令一二二号、八九一号の憲法上の根拠となっていく。

しかし、一九四〇年憲法にすでに規定されていたこれらの民主的、進歩的な条文は、バチスタ独裁政治の下で実現されていたわけではない。これらの真の実現は一九五九年の革命政府の樹立後ということになる。

次に「基本法」により修正された条項で、国有化に関連して重要な条文は第二四⁽²⁾条である。「財産の没収は禁止される。ただし一九五八年一月三十一日打倒された独裁者及び協力者の財産、国家経済若しくは国家財政に対する犯罪に責任のある個人若しくは法人の財産、公権の庇護の下に不法に取得される若しくは取得されてきた財産並びに法が反革命的であるとする犯罪を犯し刑罰を科せられた個人、革命裁判所の訴訟を回避するためあらゆる形で国土をすてた個人若しくは国土をすて外国で革命政府に対する陰謀活動を実行する個人の財産の没収は認められる。権限を有する機関による、公共の利用若しくは国家的・社会的利益を理由とするものでないなら、いかなる個人若しくは法人も

財産を奪われない。法は収用の手続を規定し、支払い手段、形式を、同様に利用、社会的・国家的利益および収用の必要の理由を宣言する権限ある機関を定める」。この条文では二つの異なった対象に対する二つの異なった方法による国有化が考えられている。一つは、パチスタ独裁者、その協力者、反革命犯罪人などに対してとられた没収 (confiscación) の方法、もう一つは、社会的必要性により国有化される財産に対する収用 (expropiación) の方法である。前者については、すでにカストロは有名な「歴史は私に無罪を宣告するであろう」という弁論の中で、第五の革命法として公共資産の横領者の全財産の没収を主張していた。⁽³⁾そして革命政府は一九五九年二月に「不正取得財産回収省設置」(法令七八号)、「不正取得財産没収法」(法令一一二号)を公布し、実施していく。⁽⁴⁾後者については、「強制収用による合衆国市民の企業、財産の国有化の認可」(法令八五一号)、「製糖所、工場、商業・工業用企業の強制収用による国有化」(法令八九〇号)が、本条文を最高法上の根拠としており、また収用はキューバにおける国有化の主要な方法であり、本稿でとり扱われるすべての外国資本の国有化において用いられた方法である。又これは補償を伴うものであるが、この点については後述する。

以上最高法レベルでの国有化に関する規定について述べてきたが、まとめると①四〇年憲法には進歩的な規定はみられるが、国有化それ自体については規定していないこと、②基本法は具体的に国有化財産について規定し、あるいはその後の国有化実施を予定した内容をもっていること、③後に出される国有化法令は四〇年憲法、基本法をその最高法上の法的根拠にしていること、④国有化の対象としては外国資本を特に明示していないことなどである。

(二) 法令・決議レベル

(1) キューバ電話会社への参加と料金の値下げ（法令一二二号）電気・ガス消費料金の値下げ（法令五〇二号）⁽⁵⁾

法令一二二号は前文および全一〇条からなり、基本法第八八条、第二二八条に従い、国家、州、市町村機関に必要な手段により、キューバ電話会社を監督する権限を与えるものであった。すなわち、キューバ電話会社の所有物、事務所、工場、施設など管理すること、会社を行政権を行使し、指導すること、会社の経理、契約などを調査すること、そして正当な価格を執行委員会に提出することなどであった。以上のことを実施する管理人は通産大臣が任命し、管理人は活動の結果を通産大臣に報告することとなっていた。

法令五〇二号は前文および全一二条からなっている。主な内容は、一九三三年に定められた電気料金を三〇、四八％の値下げすること、その他の料金は二〇％は値下げすること、通産大臣は、キューバ電力会社の活動についての調査し、閣僚会議へその規則案を提出することなどである。

これら電話会社、電力会社に対する革命政府の政策は、カストロの前述の一九五三年の弁論において、闘争の終了後に「電力および電話会社を国有化して、これらの会社が消費者からあつめていた不法な超過料金を消費者に返し、これらの会社が支払わなかったすべての金を国庫に支払わせる」法律と措置が講ぜられることがすでに明確に宣言されていた。⁽⁶⁾しかしこの時点においての政策は、まだ国有化という段階には到っておらず、海外にもち出されていた利潤を国民経済の発展に利用せしめる点にその基本的な意義があった。また国有化という措置は一九六〇年八月の決議一号によってもたらされるわけであり、それへの第一段階としての性格、すなわち革命政府の経済への介入（労働者統制）として理解されるであろう。

(2) 強制収用による合衆国市民の企業、財産の国有化の認可（法令八五一号）⁽⁷⁾

法令八五一号は前文および全八条からなっている。基本法第二四条にもとずき、「国家の利益の防衛に必要であると認められた時、強制収用により北アメリカ合衆国の個人及び法人の財産、企業、若しくはそれらと関連のある企業の国有化を、決議により、指図する権限を共和国大統領及び首相に与える」（第一条）ものであった。第三条では「共和国大統領及び首相は、収用の対象となる財産、企業の管理をおこなう人員または機関を、第一条に関連する決議において任命する」ことが規定される。第五条から第七条には収用財産に対する支払いについて規定している。補償については後述する。

(3) 北アメリカ所有の公共サービス企業及び精糖所の国有化（決議一号）⁽⁸⁾

この決議は法令八五一号によりもたらされたものであり、前文および全一〇条からなる。国有化された企業は全部で二六企業であるが、それらは三種類に区別できる。第一は公共サービス企業で、キューバ電力会社、キューバ電話会社の二社である。⁽⁹⁾ 第二は石油会社で、エッソ・スタンダード、テキサス、シンクレイール・キューバの三社である。第三は精糖所で、クナグア、アトランティカ・デ・ゴルフ、ユナイテッド・フルートなど二〇社である。

次に収用された企業の管理についてであるが、全国農業改革局（INRA）⁽¹⁰⁾ がこれを引き受けることとなった。精糖所は、その工業化部が、その他の財産、企業はキューバ石油協会が管理することとなった。そして各機関は管理人を任命し、また収用財産の評価を行う鑑定人の報告を受けることとした。

(4) 北アメリカ銀行の国有化（決議二号）⁽¹¹⁾

この決議も決議一号と同様、法令八五一号によってもたらされたものである。前文および全一〇条からなっている。前文においてはアメリカ銀行のキューバ経済への侵略的性格について詳細に述べている。次の三つの銀行が支店を含め国有化された。国立ニューヨーク都市銀行 (The First National City Bank of New York)、国立ボストン銀行 (The First National Bank of Boston)、チャイス・マンハッタン銀行 (The Chase Manhattan Bank) である。収用された銀行および財産の管理は、キューバ国立銀行の総裁がおこなうこととなった。⁽¹²⁾そして総裁は管理人を任命し、また収用財産の評価を行う鑑定人の報告を受けることとした。

(5) 製糖所、工場、商業・工業用企業の強制収用による国有化 (法令八九〇号)⁽¹³⁾

本法令は前文および全七条からなる。この法令による国有化の対象が、国内企業 (民族資本) である点、この時期に公布された他の国有化法令と異なることに注意する必要がある。その目的は、国民経済の計画的発展に対してさまざまな形で妨害をおこなう企業を国有化すること、貿易構造の転換のためキューバ貿易銀行による輸入品の国家統制を行うことであった。⁽¹⁴⁾しかし、キューバ国家の革命的現実に適用しない大企業は国有化されるとしつつも、他方、国家の利益と一致する中・小企業の発展を保障していた。⁽¹⁵⁾次に国有化の対象となった企業を分類すると次のようになる。企業名は省略する。() 内の数字は企業数である。

A 製糖所 (一〇五)、B 精溜所 (一八)、C アルコール (六)、D 石けん、香水 (三)、E 牛乳 (五)、F チョコレート工場 (二)、G 製粉工場 (一)、H ペン工場 (八)、I ペンキ工場 (四)、J 化学 (三)、K 基礎冶金 (六)、L 紙店 (七)、M 電燈 (一)、N 織物、仕立 (六一)、N 精米所 (一六)、O 栄養品 (七)、P 油脂 (二)、Q 食品倉庫 (四七)、

R コーヒー（一一）、S 藥種商（二三）、T 商店（二三）、U 鉄道会社（八）、V 印刷（一）、W 映画館（一一）、X 建築（一九）、Y 電気（一）、Z 船舶（二三）

次に収用されたこれら企業の実業の管理についてであるが次のような管轄になる。A グループはINRA工業化部の精糖所の一般監督部、B グループからN グループはINRA工業化部、N グループからP グループまでINRA生産部、Q グループからT グループまでINRA商業局、U グループは全国運送協会、V グループはキューバ国立印刷所、W グループはキューバ芸術・映画協会、X グループからY グループは建設省、Z グループは海軍勸業省の管理下にそれぞれ入る。

さらに補償支払いの手段、形式については法律によって定められることとした。この点については中央計画委員会が閣僚會議に法案を提出することになった。

(6) キューバ銀行及びカナダを除く外国銀行の国有化と貨幣資金および保証担保の清算（法令八九一号）⁽¹⁶⁾。

本法令は前文および全一六条からなる。前文において、古い銀行組織を、革命の結果としての新しい經濟發展に適合させることの必要性が述べられている。そのためには私人の手中にある銀行を革命政府の政策を実行する機關として利用することが重要であった。⁽¹⁷⁾ 第二条において、キューバ国内にあるすべての銀行が国有化されることが規定された。そしてキューバ国立銀行が、國家の銀行業務を統轄する機關としてこれを実施した。

補償については、第七条で、合計一万ペソまで支払われることとし、それを超過する分はキューバ国立銀行の發行する債券により、一五年を期限とし、年二%の利子付きで支払われることと規定された。

新しい銀行組織の確立については、キューバ国立銀行が、農業信用銀行、工業・商業信用銀行の創設およびキューバ貿易銀行の維持を伴う銀行機構に関する法案を、中央計画委員会の承認をへて、閣僚会議に提出することとした。

なお、カナダ王立銀行 (THE ROYAL BANK OF CANADA) とノヴァ・スコッチア銀行 (THE BANK OF NOVA SCOTIA) は本法令の適用から除外された。

(7) 北アメリカの商業用・工業用企業の国有化 (決議三号⁽¹⁸⁾)。

本決議は法令八五一号にもとづいて出されたもので、キューバにおける外国資本の国有化を最終的に実現するものであった。前文および全一〇条からなる。国有化された企業を分類すると次のようになる。企業名は省略する。() 内は企業数である。

一、精粉所 (一)、二、容器工場 (一)、三、化学 (一七)、四、基礎冶金 (八)、五、紙店 (三)、六、電球 (一)、七、織物、仕立 (八)、八、精米所 (一)、九、栄養品 (六)、一〇、食料品店 (三)、一一、塗料 (三)、一二、商店 (一)、一三、鉄道企業 (一)、一四、印刷 (一)、一五、建築 (三)、一六、電力 (四)、一七、船舶 (一)、一八、鉱業、石切り場 (一六)、一九、化粧品、台所用品 (一)、二〇、保険会社 (三〇)、二一、農業用・工業用機械、モーター、自動車部品、付属品、予備部品 (一五)、二二、裁縫、自転車部品 (一)、二三、自動車金融 (三)、二四、外国商品取次店 (一)、二五、運送代理店 (一)、二六、農牧 (五)、二七、家具、寝具 (一)、二八、タバコ (六)、二九、ホテル、クラブ、バー、カフェテリア (一一)、三〇、クリーニング (三)、三一、その他 (一)。

次に収用された企業の管理についてであるが次のようになる。グループ一〜七、九、一一、一五、一六、一八、一

九、二一、二二、二七、二八、三〇、三一はINRA工業化部、グループ八、二六はINRA生産部、グループ一〇、一二、二三、二五はINRA商業局、グループ一三は全国連送協会、グループ一四はキューバ国立印刷所、グループ二四はキューバ芸術・映画協会、グループ二九は全国観光協会、グループ二七は海事勸業省、グループ二〇はキューバ社会保障銀行がそれぞれ管轄することとなった。

以上、国有化に関する法令および決議についてみてきたが、いくつかの点についてまとめてみる。第一に、各法令の相互関連については、アメリカ企業の国有化を認可した法令八五一号は極めて重要な位置をしめ、後の決議一号、二号、三号は、これにもとづいて公布され、国有化の対象を次第に拡大していったということである。第二に、国有化の対象については、アメリカ企業が中心であった。そして、国内の私営企業にもそれは波及していったが、中小規模の企業についてはその発展が保障された。第三に、国有化の理由として各法令の前文において述べられていることのなかには、アメリカの対キューバ政策への対抗としてという側面と新しいキューバの革命秩序、国民経済の計画的発展を保障するという側面という二側面があったということである。第四に、国有化の方法については、すべて強制収用の方法がとられ、したがって収用された資産については補償されるということとなっていた。第五に、国有化された企業および財産の管理は、INRAが中心となっておこなったということ、これは当時革命政府の行政機構は十分整備されておらず、この措置をとったと思われる。

注(1) 拙稿・キューバ憲法の史的展開——一九四〇年憲法と一九七六年憲法を中心として——『比較法研究』一九七八年・四〇号を参照のこと。なお、一九四〇年憲法は“Amos J. Peaslee “Constitutions of Nations””に記載されている。

- (2) 本条はその後、一九五九年十一月二二日の Ley de Reforma Constitucional, Ley de Reforma Constitucional de 5 de Julio de 1960 によつて修正される。
- (3) Fidel Castro, La historia me absolverá, "La Revolución Cubana 1953/1962" Edición Era, México.
- (4) Orgánica del Ministerio de Recuperación de Bienes. Confiscación de bienes por responsabilidades políticas "Cuaderno Lex No. II" ブラス・ロカは一九五九年二月に開かれたキューバ人民社会党全国委員会総会で、反革命派、軍事犯罪人、逃亡者すなわち有罪判決をうけた反動派の財産の没収が実行されたことを「事実上、財産をその所有者に返還する行為であつて、国家をつよめ、国家にその課題を解決する新しい強力な手段をあたえ、革命の敵をよわめ、この敵から、反革命の準備に利用されるおそれのある重要な経済的手段をうばうものである」と述べている。『世界政治資料』一〇二号。
- (5) Ley No. 122 de 3 de Marzo de 1959: Intervención de la Cuban Telephone Co. y rebaja de tarifas. "Cuaderno Lex No. V" Ley No. 502 de 19 de Agosto de 1959: Reducción de las tarifas reguladoras de electricidad y de gas. "Cuaderno Lex No. XI"
- (6) Fidel Castro, op. cit. pag. 39.
- (7) Ley No. 851 de 6 de Julio de 1960: Autorización al Gobierno para nacionalizar empresas y bienes de ciudadanos norteamericanos por vía de expropiación forzosa. "Cuaderno Lex No. XXII"
- (8) Resolución No. 1 de 6 de Agosto de 1960: Nacionalización de empresas de Servicios Públicos y de Centrales Azucareros, propiedad de entidades norteamericanas. "Cuaderno Lex No. XXII"
- (9) ブラス・ロカはこの二社の国有化の意味を次のようにいう。「キューバ電力会社の国有化は次のこと——第一に供給施

設をもつと能力のよいものにする、第二にとくに新しい工業の動力需要への配慮から電力生産を増大すること、第三に電気料、とくに工業や生産に必要な動力価格を値下げすること、第四に海外に運びだされていた利潤を工場施設の拡充や工業発展のために利用することなどを可能にするであろう。『電話会社は……その国有化は電力の場合と同様にそれが毎年産みだしてき、そしてこれからも産みだしつづけるであろう何百何千万ペソの利潤を使うことによって、電話通信事業をより良好なものにし、より安価なものにし、そしてそれを拡充するのを可能にするであろう。』『キューバ現代史』(三一書房)一六八頁。

- (10) INRAの正式名は *Instituto Nacional de Reforma Agraria* で、一九五九年五月の農業改革法により創設された。INRAは閣僚会議が任命する総裁と事務局長によって総轄される。当初、その任務は農業改革の実施を中心としていたが、活動範囲は広範であり、創立後まもなく工業化部(最初の部長ゲバラ)が設置された。この工業化部は一九六〇年二月二三日に工業省になる。一九六〇年三月一日法令七五七号 (*Ley No. 757 de 11 de Marzo de 1960: Creación, organización y funciones de la Junta Central de Planificación Económica*) により中央計画委員会(首相、経済大臣、キューバ国立銀行総裁、大蔵大臣、労働大臣、商業大臣、公共事業大臣、INRA代表により構成)が設けられ、国家の経済政策全体の指導にあたることとなった。L・ヒューバーマン、P・M・スウィンジー『キューバ』(岩波新書)一七八頁以下、工業省についてはゲバラ「キューバ工業発展にかんする報告」を参照のこと。

- (11) *Resolución No. 2 de 17 de Septiembre de 1960: Nacionalización de los Bancos Norteamericanos. "Cuaderno Lex No. XXIV"*

- (12) キューバ国立銀行 (*Banco Nacional de Cuba*) は一九四八年十二月二三日、法令一三号により正式に認可され、一九五〇年四月から正式に業務を開始した。一九五九年一月にゲバラが裁総に就任する。

- (13) *Ley No. 890 de 13 de Octubre de 1960: Nacionalización mediante expropiación forzosa de ingenios, fábricas*

キューバにおける国有化

y otras empresas de carácter comercial e industrial. “Cuaderno Lex No. XXV”

- (14) キューバ貿易銀行 (Banco para el Comercio Exterior de Cuba) は一九六〇年四月二五日法令七九三号により創設される。

- (15) この点につきブラス・ロカは次のように述べる。「帝国主義的でも独占的でもないキューバの私営企業は、生産や営業の拡大をつうじて、あるいは商業においては人民に供給される商品の多様化をつうじて、国民経済の発展に貢献することができるし、また貢献しなければならない」「革命国家がすでに経済や輸入や輸出や外国為替などにたいして行使している統制力や、生産や輸送やサービスにおける重要企業にたいしてもっている所有権などを考えれば、私的企業を生産や国民経済の発展のための総合計画に包含することは充分に可能である」。ブラス・ロカ前掲書一七四頁以下。

- (16) Ley No. 891 de 13 de Octubre de 1960: Nacionalización de los Bancos cubanos y extranjeros, con exclusión de los Canadienses, y liquidación del Fondo de la Moneda y del de Hipotecas Aseguradas. “Cuaderno Lex No. XXV”

- (17) DAVID BARKIN Y NITA R. MANITZAS “Cuba: camino abierto” siglo veintiuno editores. pag. 148.

- (18) Resolución No. 3 de 24 de Octubre de 1960: Nacionalización de empresas mercantiles e industriales norte americanas. “Cuaderno Lex No. XXV”

二 若干の検討

ここでは社会主義国の国有化としての側面を明らかにするための不可欠の作業として、革命政府の権力の性格につ

いて第一に検討する。この点は社会主義国家において一般的に重要であるというだけでなく、キューバにおいては、とりわけ革命の指導権が当時マルクス・レーニン主義党である人民社会党（共産党）⁽¹⁾に掌握されておらず、民族主義者であるカストロを中心とする七・二六運動⁽²⁾にあったという点でなお重要なのである。第二に国有化の経済的な意義、開発途上国における国有化という側面を明らかにするために、キューバにおける外国投資の状況がいかなるものであったかを検討する。とりわけ、国有化との関連でいえば、アメリカ資本が検討の中心となる。第三に国有化にもなう法的諸問題のうち補償の問題についてとりあげ、若干述べることにする。

(1) 革命政府の権力の性格と国有化政策

一九五九年成立した革命政府は、当初表面上は二重権力の様相をしていた。大統領はマヌエル・ウルティア、首相はホセ・ミロ・カルドナ、三軍総司令官はカストロであった。これは一方にはカストロ、他方にはウルティアと内閣という二重の政府を現出した。しかし、すぐにこの権力構造は崩壊し、二月にカストロが首相に、七月にはカストロの支持者であるオスバルド・ドルティコス・トラドが大統領になる。また一月にはチェ・ゲバラがフェリペ・パゾに代って国立銀行の総裁に就任する⁽⁴⁾。このように革命政府は、カストロを中心とする七・二六運動の指導者にその重要なポストが占められることとなる。ところで人民社会党はこの革命政府に対してどのような態度をとったであろうか。それは、革命の歴史的任務を最後までやりぬくことができる民族解放民主戦線政府として政府を完成することが重要であり、その時こそ人民社会党が政府に参加する時であるということ、また革命の諸勢力を統一することが基本的な問題であるということを強調していた⁽³⁾。それゆえ人民社会党は、革命政府の外部で革命政府を支持することと

なる。そこで、国有化政策の実施にあたって検討すべきことは、カストロを中心とする七・二六運動の性格であり、政策である。

七・二六運動の性格を明らかにするために、その目標および主体（指導者、階級勢力）について述べる。七・二六運動の綱領的文書はカストロの「歴史は私に無罪を宣告するであろう」という弁論であるが、その基本は一九四〇年憲法の実現であり、その主要内容は①農業改革の実施、②あらゆる大工業、商業、鉱業の利潤に対して、労働者が参加すること、③失業問題を解決すること、④家賃の引き下げおよび住宅建設、⑤教育制度の全面的解決と保健の充実、⑥国家による広範な計画による国の工業化などである。そして彼が、この革命が人民の血と汗による人民の革命であらねばならないという時、この人民の意味するものは、六〇万の失業者たち、五〇万人の農業労働者、四〇万人の工場労働者、一〇万におよぶ刈分小作人、三万人の自己犠牲をしいられた教師や教授、二万人の小商人、一万の若い職業家―医者、技師、弁護士、獣医、歯医者、教師、薬剤師、新聞記者、画家、彫刻家―などであった。また革命を支持し、運動に参加していったのは、主に農民であり、反乱軍の農民的性格は、シエラマエストラに始まる革命の全過程を形づけている。しかも、この農民は他人の指揮と監督のもとにグループあるいは群をなして賃金のために働く土地をもたない農業労働者が大多数であった。さらに農村には製糖工場があり、高度に発達したプロレタリアトが存在したということである。このような事情は、カストロを始めとする七・二六運動の指導者が当初近代民主主義思想を身につけた民族主義者として登場したにもかかわらず、自らがそれを乗り越えていくのに大きな影響を与えたであろうことは疑問の余地のないところである。⁽⁷⁾以上のことからみて、革命政府の性格は、社会主義を目指す権力ではな

かったが、それは人民的性格、民主主義性格を色濃く有していたといえる。

次に七・二六運動の国有化に対する政策をみてみる。一九五三年カストロは前述の弁論において、電力および電話会社の国有化について言及している。しかし、その後、シェラ・マエストラ宣言（一九五七年六月二日）にもカラス協定（一九五八年六月二〇日）にも述べられていない。⁽⁸⁾当時カストロは次のように言っていた。「七・二六運動は決して外国資本の国有化方針を出したことはありません。われわれは経済を多様化するに当たって、国有化は国内資本であれば外国資本であれ正しい種類の民間投資ほどの結果をもたらしえません」。⁽⁹⁾このように七・二六運動は電力、電話の二会社を除いて全く国有化を行う計画はなかった。ではなぜ一九六〇年にあのような大規模な徹底した国有化政策がとられていったのであろうか。これは基本的に二つの要因から考えられる。一つは対外的な要因であり、国有化の展開過程でみてきたように、アメリカおよび国内の反革命勢力による革命政府に対する妨害、転覆活動に対する防衛、対抗手段としてとられたことである。これが国有化の現実的契機であった。もう一つの要因は、革命政府の性格に規定されたもので、前述したようにその人民的性格、民主主義的性格を貫徹し、諸改革を実行していけば、早晚、外国資本の問題に直面せざるを得なかったことである。すなわちバチスタ独裁政治を打倒することのみでは、七・二六運動の目指す社会改革はできなかったわけ、経済的独立、国民経済の計画的発展を実現するためには、国有化は不可欠であった。その他の要因としては、革命政府の社会主義国との協力関係の樹立、人民社会党の国有化の積極的提唱、⁽¹⁰⁾七・二六運動の人民社会党、三月一三日革命幹部会との融合および共産党への転化などが考えられる。

(2) キューバにおける外国投資

アメリカのキューバへの投資の概観は次のようなものである。⁽¹²⁾ スペインから独立する以前の二八九六年頃、投資額約五千万ドルで、製糖工場、鉱山を対象とした。二〇世紀の最初の二〇年間に、ユナイテッド・フルーツ会社、アメリカ・タバコ会社、ベトレ・ヘルム鋼鉄会社 (The Bethlehem Steel Corp.)、国立ニューヨーク都市銀行等が対キューバ投資活動を開始し、またキューバ・アメリカ砂糖会社、キューバ電話会社が創立され、キューバ鉄道会社も完成された。そして一九〇五年にはアメリカ系砂糖工場は砂糖総生産の二一%を占め、一九一一年には投資額は二億五〇〇万ペソになった。一九一九年～二〇年物価騰貴時代となり、経済は混乱し、アメリカは精糖業、金融業において指導権を握る。⁽¹³⁾ 二〇世紀半ば米国系製糖工場は総生産の三分の二を生産する。一九二九年に投資額は九億一一〇〇万ドルに達する。その後、資産の再評価、企業の再編成などにより一九三六年六億六〇〇万ドル、一九四六年五億五三〇〇万ドルと減少する。だが一九五九年のアメリカ資産は一〇億ドルに達するといわれる。

次に投資の内容をみてみると次のようになる。

表一、表二からわかるように、アメリカの投資内容は全分野に及んでいた。とりわけ重要なことは、キューバ経済は砂糖きび生産を中心とするモノカルチャー経済であり、精糖工場の三分の一を占め、生産量では四〇%近くをアメリカ企業が占めていたことである。また彼らは広大な土地を所有していた。⁽¹⁴⁾ さらに、アメリカ資本は、電話、電気事業においては九〇%以上、鉄道約五〇%、軽工業部約五〇%を占め、アメリカ銀行のキューバ支店が有する預金額は全銀行預金額のほぼ四分の一を占めていた。このようにアメリカ資本はキューバ経済の中核的分野を支配していたので

ある。

ではこのようなキューバ経済において支配的地位を占めていたアメリカ資本を国有化したことは、どのような意義

キューバにおける国有化

五七

表 1 米国の対キューバ直接投資

(額単位 100 万 ドル)

投 資 内 容	1929	1936	1946	1950	1953	1954
農 業	575	265	227	263	265	272
石 油	9	6	15	20	24	27
製 造 工 業	45	27	40	54	58	55
公 共 事 業	215	315	251	271	297	303
商 業	15	15	12	21	24	35
そ の 他 の 工 業	60	38	8	23	18	21
計	919	666	553	642	686	713

(資料) U. S. Department of Commerce Office of Business Economics

表 2 キューバの製糖工場数および所有者の国籍別生産比率

	キューバ 工場数・ 生産量(%)	米 国 工場数・ 生産量(%)	スペイン 工場数・ 生産量(%)	そ の 他 工場数・ 生産量(%)	計 工場数・ 生産量(%)
1915	67 ?	43 ?	42 ?	18 ?	170 100
1926	101 ?	41 63	16 ?	26 ?	184 100
1935	50 ?	70 62	37 ?	22 ?	179 100
1939	56 22	66 55	33 15	19 8	174 100
1952	113 55	41 43	6 2	1 —	161 100
1953	114 56	41 42	5 2	1 —	161 100
1954	118 60	39 39	3 1	1 —	161 100
1955	118 59	39 40	3 1	1 —	161 100

(資料) P. G. Minnema, The Agriculture of Cuba

をもっているのか。まず第一に、形式的に政治的独立を得ていたキューバを、経済的にもアメリカのくびきから脱去した、政治的にも経済的にも真の独立国家としたことである。第二に経済の管制高地を掌握したことにより、その後のキューバ経済の計画的発展の条件を創出したことである。すなわち、第一次工業発展四カ年計画（六二～六五年）が作成、実施されていく⁽¹⁵⁾。また社会主義へ移行の経済的基礎を築いたことである⁽¹⁶⁾。以上は国有化の積極面であるが、他方いくつかの課題を革命政府に課することとなる。それは、キューバはそれまでアメリカとの緊密な経済関係により維持されいたわけで、これが絶たれた後キューバ経済をどのように維持・発展していくかという課題である。

これは、展開過程でも若干ふれたが、社会主義国（特にソ連）の協力、援助による⁽¹⁷⁾。これなしには（アメリカが意図していたように）キューバ経済は窒息、崩壊していただであらう。

(3) 収用財産の補償について

キューバにおける国有化法令においては、国有化の手段として収用の方法がとられたということは前にも述べたが、他方すべての国有化財産に対して補償する旨の規定もあった。ただ、どのような形式でおこなわれるかについては、いくつかの検討を必要とする。「強制収用による合衆国市民の企業、財産の国有化の認可」（法令八五一号）第五条は次のように規定する。すなわち、収用財産への支払いは、査定を経て、次の原則に従って実現されるとし、a、共和国の公債によって、b、公債の支払いのために、北アメリカ合衆国が年間三〇〇万トン以上の砂糖を、しかも一ポンド五・七五セントポを下らない価格で購入した超過分の収入の二五％を支払いの基金として形成する。そのために、キューバ国立銀行は「北アメリカ合衆国収用財産支払いのための基金」と称するドルだでの特別口座を開設す

ること、c、公債には年二%以上の利子が付与されること、d、前述の基金による支払いができない利子は、復利計算されないし、支払いの義務は消滅すること、e、公債の償却は三〇年以上を満期とすることとした。

まず、公債による支払いについては、一九五九年二月採択された基本法は、これを明確に定めなかったが、一二月の改正においては「法的に定められた事前の賠償支払い」を規定した。しかし、一九六〇年七月の改正においては再び「支払の形式については法律が定める」とした。農業改革に伴う地主への補償においても、一九五九年一月段階では、事前の現金による支払い方法であった⁽¹⁸⁾。だが五月一七日の農業改革法第三条において「農業改革公債」によることとなった。状況は流動的であったが、次のようにいうことができる。革命政府は当初、事前の現金による支払を予定していたが、現実にはキューバ経済の実情からこれは不可能であり、公債による方向へ転換していったことである⁽¹⁹⁾。次に、補償の基金として、合衆国が年間三〇〇万トン以上の砂糖を購入することが条件となっていることについてである。これは一九六〇年七月アイゼンハワー大統領のキューバ糖輸入削減措置をとったことに対する対抗手段であることは明白である。それゆえ、その後もキューバ政府はアメリカへの砂糖輸入を呼びかけていく⁽²⁰⁾。補償金額については、米国资産三四億ドル（米国の企業および市民が要求し、米国政府が証明したキューバに対する補償要求額はわずか一八億ドルにすぎなかったが、インフレによる減価を相殺するために、年利六%の金利が加算された）である。しかし、キューバは、アメリカ政府のとした禁輸措置やその他敵対行為によって生じた賠償を要求している（一三六億ドル⁽²¹⁾）。最近のカストロ自身の発言によれば、「かれらの財産が二〇億ドルで利息を加えると四〇億ドルであると主張する。われわれはかれらにこう言ってやった。わが国にたいするかれらの犯罪のすべて、破壊行為、傭兵の侵

入、転覆、封鎖は四〇億ドルで、利息分を入れると六〇億ドルになるのだと」⁽²²⁾いうことである。以上、述べたように補償問題は、国際政治のさまざまな要素を含み、現在に到るも解決をみていない。

注(1) キューバ共産党は一九二五年に、第三インターキューバ支部として、フリオ・アントニオ・メジャとカルロス・バリニョ

の指導のもとに結成され、一九四三年人民社会党と改名する“CARLOS BALIÑO-DOCUMENTOS Y ARTICULOS”
La Habana 1976, “MELLA-DOCUMENTOS Y ARTICULOS” 1975.

(2) 一九五三年七月二六日カストロを中心とする青年百数名はモンカダ兵営を襲撃し、革命の火を上げる。その後カストロは人民党から分離し(一九五五年)、「七・二六運動」という革命組織をつくり、反バチスタ武装闘争を展開する。加茂雄三編『キューバ革命』一一三頁以下。

(3) わが国において、国際私法問題をとり扱った論文として、土井輝生・キューバ国有化にともなう国際私法問題『比較法学』第六巻一号(早稲田大学比較法研究所)がある。これは、合衆国最高裁判所がくだした Banco Nacional de Cuba v. Sabbatino 事件判決を素材とし、国家行為理論を中心とする国際私法と国際法の交錯を明らかにしたものである。

(4) L. ヒューバーマン・P. M. スウィージー『キューバ』(岩波新書) 一三〇頁以下。

(5) ブラス・ロカ・キューバ革命と社会主義人民党―全国委拡大会議での報告―『世界政治資料』六四号。なお、統一革命組織が創設(ORI)されたのは一九六一年末である。ブラス・ロカ・キューバの革命勢力はどのようにして統一されたのか『世界政治資料』一三九号。

(6) Fidel Castro, La historia me absolverá “La Revolución Cubana 1953/1962” Ediciones Era, México, pag. 20, カストロ・キューバ人民への第一宣言、加茂雄三編前掲書一一四頁。

(7) カストロは自らをホセ・マルティの弟子であると自認し、共産主義者であると述べたことはない。しかし最近この点につき「私はマルクスやレーニンの著作を読む前に、いわば自己流の共産主義者になったといえる……だから、革命前は自己流の共産主義者だったわけで、その後、彼らの著作に接し、本格的に傾倒していった」と述べていることは興味深い。『読売新聞』一九七七年一月三十一日。

(8) これは反バチスタ闘争の統一戦線の綱領である。Fidel Castro, op. cit. pag. 39, pag. 123.

(9) カストロ・アンドリュ・セント・ジョージとのインタビュー（一九五八年二月四日）、加茂雄三編前掲書一七八頁。

(10) キューバ人民社会党全国委員会、キューバのための綱領『世界政治資料』七八号、プラス・ロカ・重要段階に入ったキューバ革命『世界政治資料』一〇二号参照のこと。

(11) 一九五七年三月一日にバチスタのいた大統領官邸を襲撃した急進的な学生グループのこと。

(12) ラテン・アメリカ協会『キューバにおける外国投資』に主による。これをアメリカ商業省が作成したもので、この点に關して最も詳細なものである。

(13) この間の状況につき、ヒューバーマン、スウィージーは次のようにいう。「砂糖工業主は銀行に借りた金を返済できなかった。銀行は預金者に支払ができず、店をしめた。キューバ人資産の大部分は米国の会社に接収された。パンコ・ナショナルとパンコ・エスバニョールが姿を消し、ナショナル・シティ・バンクが入ってきた。キューバ島に対する米国の支配が決定的になった」。前掲書三五頁。

(14) キューバと米国の政策『ラテン・アメリカ時報』一九六〇年二三号。

(15) 後藤政子・キューバの工業発展政策について『アジア・アフリカ研究』一九六七年八月号。この計画は、農業国から工業国へ、軽工業優位から重工業優位への急速な転換を目標としていた。しかし、後にさまざまな問題を提起することとな

	1958		1960		1962	
	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入
総額 (単位100万ペソ) 収 支	733.5	777.0	608.3	579.9	522.3	759.3
		-43.5		+28.4		-237.0
資本主義国 (%)	81.1	99.7	75.4	81.3	18.2	17.1
ア メ リ カ	67.1	69.6	52.3	48.5	0.8	0.1
日 本	6.4	0.6	2.5	1.6	4.9	1.4
ス ペ イ ン	2.4	1.7	1.5	2.1	1.7	0.2
フ ラ ン ス	1.1	0.9	1.4	1.9	0.2	0.2
社会主義国 (%)	18.9	0.3	24.6	18.7	81.8	82.9
ソ 連	14.1	—	17.1	13.8	42.5	54.1
中 国	3.6	—	5.2	1.7	17.1	11.8
東 独	—	—	0.1	0.7	4.9	3.6
チェコスロヴァキア	—	0.3	0.2	1.2	7.0	4.9

(資料) DAVID BARKIN Y NITA R. MANITZAS "Cuba: comino abierto"

る。

(16) カストロは一九六一年四月一六日、雇兵による爆撃の犠牲者の葬儀で、革命が社会主義的性情格のものであると宣言する。『キューバ共産党第一回基調報告』(キューバ共和国駐日大使館広報部)四一頁。En el sepelio de las victimas del bombardeo del 15 de abril de 1961, 16 de abril de 1961 "DISCURSOS I" Editorial Ciencias Sociales, Instituto Cubano del Libro.

(17) 上の国際貿易に関する統計を参照のこと。

なお砂糖の輸出についていうなら、アメリカへは一九五九年、約二五五万トン(スペインロングトン)一、〇三〇キログラム)から一九六〇年約一九〇万トンに減少したのをはじめ、資本主義国への減少が目立つのに比べ、ソ連へは一万トンから一二〇万トンへと一〇倍以上増加し、新たに中国、ポーランド、東独などが買付けることとなる。キューバ・米国関係と砂糖情勢『ラテン・アメリカ時報』一九六一年八号。

(18) シュエマイストラ宣言(H)条項、一九五八年一〇月三

日、シェラ法令三号第七条を参照のこと。

- (19) ブラス・ロカは一九五九年一月に次の発言をしている。「人民社会党は、第二四条の改正を要求する。それは公共のための利用あるいは社会的利益を理由とする徴発にたいする賠償の支払が、今日のように現金による前払いでおこなわれるのではなくて、一定期限の後払いで、さらに引換券、証券などによる支払いでおこなわれるようにし、真の農地改革を可能にするためである」。ブラス・ロカ前掲報告。

- (20) ゲバラ総裁の重要声明『ラテン・アメリカ時報』一九六一年七号。

- (21) 米・キューバ関係改善の障害、資産補償問題『ラテン・アメリカ時報』一九七五年一五号。キューバはこれまで、メキシコ、カナダ、スイスなど友好関係を維持してきた国々と補償問題を解決してきている。

- (22) カストロ、第二回国民議会での開会演説『世界政治資料』五一九号。

むすびに代えて

本稿においては、社会主義諸国における国有化の一例として、キューバにおける国有化を検討してきたわけであるが、最後にいくつかの問題につき述べ、まとめに代えたい。一般に社会主義革命と生産手段の国有化に関しては、次のようなシェーマが考えられている。共産党を指導力とする人民大衆（統一戦線）は、まず政治権力を奪取する。そしてこの政治権力をてことして、生産手段の社会化（国有化、協同組合化）を実現し、文化革命をも、あわせて推進していくと。キューバにおいては、真に出発点たる政治権力の奪取の性格それ自体が、社会主義社会を実現するマルクス・レーニン主義党に握られていなかったたのである（第一の特徴）。それゆえ生産手段のあのような大規模な国有

化は想定されず、アメリカの反革命活動を契機として、その対抗手段として次々と実現されていくということである（第二の特徴）。このような下部構造での変革は逆に、中央における政治勢力の統一を促進し、単一の共産党の創立を導き出すのである（第三の特徴）。以上のような特徴を有する革命の展開過程は、これまでの社会主義国においてはみられなかったことである。

また、国有化の対外的意義についていえば、それは、キューバを経済的に独占した真の独立国家としたということである。多くのラテン・アメリカにおいて、形式的には独立を宣言しつつも、アメリカの資本の侵入により実質的にアメリカの支配下におかれている国は多い。その意味で、キューバの経験は多くの開発途上国に一つの教訓を与えることとなる。

最後に、国有化における民族的形式と民主主義的内容について、述べてみたい。民族的形式というのは、ある主権国家が、他国の政治的、経済的、文化的支配を許さず、それから独立する（人民的統制段階を含めて）政策、行動をさす。民主的内容というのは、これらの政策、行動が人民の意志を体现しており、国有化された企業が人民の利益に結びつけられているということ、また企業の管理に人民の参加が保証されていること、さらに他の社会改革と国有化が一体となり全体として国家の経済発展および人民の経済生活に役立っていることなどである。国有化という現象（国家主権の行使）は、資本主義国、開発途上国、社会主義国を問わずみられるが、社会主義における国有化は民族的形式と民主的内容を統一したものでなくてはならないし、それゆえに歴史の発展に資するものであると考える。キューバにおける国有化は、社会主義政権下の国有化ではなかったが前述の内容をもって展開されていた。この国有

化の内容こそ、キューバを結果として社会主義に転化せしめた一要因だったのである。

これで、キューバの国有化のむすびに代えるが、なお残された課題も多い。国有化に際しての労働者の動向、地位について、国有化企業の経済管理システム、一九五九年および一九六三年農業改革法にもとづく土地の国有化、一九六八年の私的商業の国有化などである。

〔本研究は、文部省科学研究費の助成により行なわれた研究成果の一部である。〕